のり面ロープ高所作業特別教育講習会開催のご案内

労働安全衛生規則の一部が改正され、高さ2m以上の箇所で「のり面保護工事やビルの外装清掃」などを行ういわゆる「ロープ高所作業」については、新たに危険防止規定を設け安全対策の強化を図るため、ライフラインの設置等の実施とともに、特別教育の受講が義務づけられました。

林業作業においては、例えば、こう配が40度以上の斜面における、立木伐採・架線作業の箇所までの移動等や林業以外の請負・受託工事関係の諸作業が想定されることから、この度、「のり面ロープ高所作業特別教育」を下記のとおり開催することにいたしましたので、この機会に当該者を受講させていただきますようご案内申し上げます。

記

日 時 学科: **令和5年11月20日(月)8:50~14:50(受付開始8:30)**

栃木県建設産業会館(宇都宮市簗瀬町 1958-116028-639-3133)

実技: 令和5年11月21日(火) 8:30~12:00 (県民の森駐車場集合8:00)

栃木県県民の森 県有林内 (矢板市長井 2927 [LO287-43-0479]

受 講 料 会 員 12,500円(テキスト代・消費税含む)

非会員 16,500円(同

定 員 20名(定員になり次第申込みを締め切ります。)

※定員に満たない場合は中止になることもありますので予めご了承下さい。

申 込 先 林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部

〒321-2118 宇都宮市新里町丁 277-1

TEL 028(652)2153 FAX028(652)1046

受講料を添えてお申し込み下さい。

〔銀行振込〕足利銀行本店 普通預金 178351 林材業労災防止協会栃木県支部

申込締切 令和5年10月31日(火)

- 教育科目 ①ロープ高所作業に関する知識 ②メインロープ等に関する知識 ③労働災害防止関する知識 ④関係法令 <u>学科 計4時間</u>
 - ①メインロープ等の点検 ②ロープ高所作業の方法、墜落による労働災害の防止のための措置並びに安全帯及び保護帽の取扱い <u>実技 計3時間</u>
- 携 行 品 受講票・筆記用具・作業服・ヘルメット・軍手・雨具類
- その他 ☆受講申込書に写真(2.4cm×3.0cm)1枚を貼付して下さい。

☆受講申込書が不足の場合は、コピーして使用して下さい。

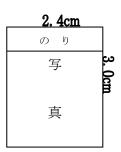
☆全教育受講した方には『修了証』を交付します。

《新型コロナウイルス感染症拡大防止等への対応》

- ①新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、本講習会実施の可否を開催日の7日前まで に判断します。このためやむを得ず中止となる場合がありますので、予めご了承下さい。
- ②発熱や体調不良など風邪のような症状のある方の受講はご遠慮いただきます。
- ③マスク着用で受講していただきます。

のり面ロープ高所作業業務に係る特別教育

受講申込書 (修了台帳)



ふ	ŋ	が	な															
氏			名										修了証	※第			.	号
併訂	己を希	望す	る場										番号					
合の	旧姓	又は	通称															
(要確認書類)																		
生	年	月	日	昭和平成		年	Ē	月		日		交 付 年月日	※令和	4	F	月		日
現	Ē	E	所	T		_			-		•		Tel	()			
勤	矛	 -	先,	所	在	地	T		_			-	Tel	()			
	45 	ל		名		称												

《個人情報について》

ご記入いただきました個人情報につきましては、当支部が適切に管理し、本講習会の実施目的以外には使用いたしません。

《併記を希望する場合について》

旧姓又は通称併記希望者は、戸籍謄本、住民票、自動車運転免許証など名称確認できる資料のコピーを添付してください。 【尚、本籍地の記載はマスキング(黒塗り)してください。

令和 年 月 日

林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部長 殿

会 員	非会員	実施管理者	受付担当者